

## 群馬県立女子大学キャリア支援センターの設置及び管理に関する規程

群馬県立女子大学キャリア支援センターの設置及び管理に関する規程を次のとおり定める。

### (設置)

第1条 今日複雑化多様化する社会の中で、学生が目的意識を持って自らの将来のキャリアを考え、生涯を通じた就業力を身に付けることにより、社会的職業的な自立を図ることを支援するため、キャリア支援業務を総合的に行うキャリア支援センター（以下「センター」という。）を群馬県立女子大学内に設置する。

### (業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリア教育に関すること。
- (2) 学生の就職・進学等の支援に関すること。
- (3) その他キャリア支援に関する必要な事項

### (運営委員会)

第3条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、群馬県立女子大学キャリア支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (センター長・副センター長)

第4条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

- 2 センター長は、学長をもって充てる。
- 3 センター長は、センターの業務を指揮・統括する。
- 4 副センター長は、本学教員の中から、学長が指名する。
- 5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 副センター長は、センター長を補佐しセンター長に事故があったとき、その職務を代行する。

### (その他)

第5条 本規程に定めるもののほか、センターの設置及び管理及びその他必要な事項は、学長がこれを定める。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。